

令和元年 1 1 回 寄居町 農業委員会 総会 議事録	
開催年月日	令和元年 1 1 月 2 5 日 (月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 2 時 1 3 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野 澤 明 廣	出	1 1	内 田 平 三	出
2	石 澤 清 治	出	1 2	坂 本 和 彦	出
3	八 木 秀 雄	出		坂 本 規 男	欠
4	柴 崎 高 志	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		加 藤 和 明	出
6	新 井 一 弘	出		須 賀 正 光	出
7	小 和 瀬 守	欠		野 口 秀 明	出
8				吉 田 一 行	出
9	小 野 田 房 良	出		關 谷 利 男	出
1 0	中 嶋 安 男	出		小 淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和元年第 11 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬守委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は 11 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和元年第 11 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 101 号、農地法施行規則第 95 条の該当の有無に関する農業委員会意見書について。 日程第 3、議案第 102 号から議案第 103 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 4、議案第 104 号から議案第 107 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 5、議案第 108 号から議案第 109 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 6、議案第 110 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上でございます。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、石澤清治委員と中嶋安男委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案第 101 号、農地法施行規則第 95 条の該当の有無に関する農業委員会意見書についてを議題といたします。 それでは、議案第 101 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。 農地法施行規則第 95 条は、農林水産大臣が管理する農地を売り払う場合の規定で、買受者は、農林水産省令で定めるものとされております。その買受者は、農地法第 3 条の不許可要件に該当せず、かつ、買受する農地を適正耕作することが認められることが条件になっており、併せて第 94 条に、農林水産省に買受のための競争入札に参加する旨の申し込みがあったときは、農業委員会に意見を聴くこととされております。 農業委員会では、農林水産省関東農政局長に回答するため、意見の照会があった農業者が、農地法第 3 条の不許可要件に該当せず、加えて買受予定の農地について、適正に耕作できると認められるかどうかを御審議いただきたくお願い申し上げます。 それでは、議案第 101 号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、かなりの傾斜になっておりますが、取得後においては、こちらを耕作するという状況になっております。また、経営状況については、現在は約 26 アールですが、取得後に
事務局	

発 言 者	内 容
議 長	において 30 アールを超えることから、下限面積については問題ないものと考えます。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	去る 11 月 22 日に加藤委員と見てまいりました。この土地は、(申請人)さんと(申請人)さんの息子さんの御自宅の西側にあたりまして、すぐ 5 メーターくらいの崖になっています。その上がかなりの急傾斜地でありまして、現在は葛の弦で覆われております。とても耕作できる場所ではないと思われるような土地ですが、急傾斜地でもありまして、この前の大雨が降った場合には、(申請人)さんの家の被害が想定されるような感じでありまして、(申請人)さんがここを取得し、管理していただければ、災害も防げるのではないかと思います。そういう管理をするということによろしいかと思います。
議 長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 101 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 101 号は原案のとおり決定し、国に回答いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 102 号から議案第 103 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
	それでは、議案第 102 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページを御覧ください。
	農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 102 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、〇〇地区全域にわたって、畑では花卉や苗木、田んぼでは米を作っております。さらに家族で農業を拡大していきたいということだそうです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議 長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 新井委員。

発 言 者	内 容
新井委員	11月24日に小淵さんと、現地の確認と買われる(譲受人)さんのお宅に伺いまして、意見をお聞きしました。(譲受人)さんは、(譲受人の父)さんの息子さんでありまして、畑、また田んぼと大きく耕作されている方であります。現在使用されている畑、田んぼとも管理されているような状態なので、間違いないような方だと思います。(譲渡人)さんについては、御両親が亡くなりまして、相続という形で受けた土地ですが、(譲受人)さんのほうにお願いしたいというようなお話を承っております。売る方、買う方とも、問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第102号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第102号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第103号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第103号につきましては、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(譲受人)さんは、家族と一緒に農業を営んでおり、田んぼについても、親戚の田んぼが忙しい時には手伝いに行くことも多く、経験もあることから、田を取得して経営をしていきたいとのことです。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 新井委員。
新井委員	(譲受人)さんは、(譲受人の父)さんの息子さんでありまして、忙しい時には田んぼの手伝いに行かれる方で、田んぼに関してもノウハウのある方だと思います。(譲渡人)さんの相続した土地を買ってほしいということで購入するとのことです。売る方、買う方とも、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第103号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第103号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第104号から議案第107号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第104号について、事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局	それでは、議案書の３ページを御覧ください。 農地法第４条第１項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第１０４号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	長屋住宅を建築し、賃貸経営がしたいとのことから、今回の申請に至ったとのこと。周辺は、既に宅地化された場所になります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第４条第６項第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎推進委員	１１月２１日に現地調査をしてまいりました。公図を御覧なっていたと思いますが、南側は、ちょうど２年前くらいに、町が道路の改良工事を行いまして、道路幅員は４メートル以上、側溝まで含めると５メートル以上という道になっております。この土地については、しばらく前から耕作はしておりませんで、草刈り等行う保全管理の状況だったと思います。西側については、住宅が既に５軒並んでおりまして、また東は、〇〇—〇については、〇〇地区のゴミの集積場で利用している土地であります。〇〇—〇と〇〇—〇も既に住宅が建設されてお住まいになっております。北側については、〇〇—〇は、もう既に数年前から盛土がされておりまして、宅地化を目指した土地という感じでございます。それと、〇〇—〇とその東側に関しては、いろいろ果樹等が植栽してありまして、作業場等もあり、果樹園のようになっております。申請地が宅地化されても、他に影響はないと見てまいりました。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第１０４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第１０４号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第１０５号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第１０５号につきまして、御説明申し上げます。 （議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述）
事務局	（申請人）さんは現在、親族が所有する建物に住んでおりますが、土建業を行っており、住宅とともに資材置場としても利用したいとのことから、今回の申請に至ったとのこと。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第４条第６項第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件

発 言 者	内 容
	件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
	小野田委員。
小野田委員	11月22日に加藤委員と行ってまいりました。この土地は、両側が宅地になっておりまして、現在は除草がされて片付けがされており、境界には簡単な印が付いておりました。特に問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第105号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第105号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第106号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第106号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(申請人)さんが現在住んでいる居宅が、町道の拡張工事により移転しなければならなくなったため、申請地に自己用住宅を建築したいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	なお、〇〇—〇〇に関しましては、申請時には分筆されておりましたが、現在は、既に分筆が完了しております。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
	須賀委員。
須賀推進委員	11月22日に中嶋委員と私須賀で、現地調査及び面談に行ってきました。先ほどの事務局の説明のとおりでございますけれども、〇〇地区に向かう道路建設に伴う移転のための申請であるということございまして、この農地は、川と道、あるいは山林に囲まれていて、近隣の農地は見当たらないような感じありまして、他の農地への影響はまずないものと考えます。これにつきましては、公共事業に伴うものであり、特段の問題はないものと考えられますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第106号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

発 言 者	内 容
議長	全員賛成ですので、議案第 106 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 107 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 107 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	(申請人)さんの現在の居宅は、昭和 43 年に建築したものであり、その当時から申請地を宅地利用しており、現在は進入路及びカーポートの敷地となっております。追認のための申請となります。
事務局	本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号によりまして、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えない既存施設の拡張につきましては、例外として許可となるものとされております。
事務局	また、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	なお、今回の申請には、始末書が添付されております。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんの御意見を伺います。
新井委員	新井委員。
新井委員	11 月 24 日小淵委員さんと一緒に、現地の調査また(申請人)との面談を行ってまいりました。事務局の説明のとおり、進入路とカーポート、駐車場のようになっておりまして、そのところを宅地として申請していなかったということで、宅地申請をお願いしたいということでありました。皆さんの意見を慎重審議していただきまして、よろしくをお願いしたいと思います。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第 5、議案第 108 号から議案第 109 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 108 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページを御覧ください。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。
事務局	それでは、議案第 108 号につきまして、御説明申し上げます。

発 言 者	内 容
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人である(譲受人)さんは現在、妻と子どもの３人でアパート暮らしをしております。申請地北側の宅地に住む計画でしたが、申請地が農地であったため、許可を得て、今後生活をしていきたいとのことから、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第５条第２項第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、今回の申請には、始末書が添付されております。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	11月22日に加藤委員と行ってまいりました。この土地には、現在の家が建っておりまして、周りは植木等がだいぶ大きくなっております。しばらくその家には誰も住んでいなかったのかなという感じですが、今回家を見させていただきましたら、新しいガス工事等がしてありまして、たぶんすぐ住めるような形で工事をしたのではないかなと思います。特に問題はないと思いますので、御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第108号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第108号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。 次に、議案第109号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第109号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人である(譲受人)さんは現在、両親と同居しており、自己用住宅を計画し、両親に相談したところ、父である(譲渡人)さんの土地を借りられることになり。今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第５条第２項第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。 小野田委員。
小野田委員	同じく、11月22日に加藤委員と行ってまいりました。この土地は測量をされておりまして、杭は打ってありました。除草もされておりまして、問題はないと考えます。よろしく願いいたします。

発 言 者	内 容
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 109 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 109 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	続きまして、日程第 6、議案第 110 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。それでは、議案第 110 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 5 ページを御覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。
	それでは、議案第 110 号につきまして、御説明申し上げます。
	借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 1 人です。
	貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 3 人です。
	合計 9 筆で、15,652 ㎡、そのうち、畑が 9 筆で 15,652 ㎡です。
	なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。
	議案第 110 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 110 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありますか。
	(委員からなしの声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 2 点、御連絡をいたします。
	1 点目です。次回の総会ですが、12 月 25 日水曜日の午後 4 時 00 分からをお願いいたしま

発 言 者	内 容
議長 事務局長	す。繰り返します。12月25日水曜日の午後4時00分からお願いいたします。 2点目になります。机上配布させていただきましたが、農業委員等の綱紀肅正についての資料を御覧いただければと思います。10月に、元農業委員会会長並びに事件当時農業委員会職員だった元農政課長が農地法違反の疑いにより、また、元農業委員会会長が収賄の疑いにより逮捕されたという報道がありました。委員の皆さん、また、農業委員会事務局職員が関わる事案が報道されているということでございまして、綱紀肅正の通知が来ている所でございます。事務局も当然でございますが、皆様におかれましても、引き続き一層の綱紀肅正に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上でございます。 それでは他に無いようですので、令和元年第11回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	署名委員の決定について議長指名により 石澤清治委員 中嶋安男委員 以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。 令和元年11月25日 議 長 室 岡 重 雄 委 員 石 澤 清 治 委 員 中 嶋 安 男